

# 美方広域消防本部における女性職員の活躍推進に関する

## 特定事業主行動計画

平成30年6月1日策定

令和4年8月1日改正

美方郡広域事務組合消防長

### 1 目的

本計画は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。）第19条の規定に基づき、特定事業主行動計画を策定し、消防業務においてより一層の女性活躍を推進し、もって住民サービスの向上と消防組織の更なる充実を目的とする。

### 2 計画期間

総務省消防庁においては、令和8年度当初までに全国の消防吏員に占める女性消防吏員の割合を5%まで引き上げることを共通目標としているから、期間を策定日から令和8年3月31日までとする。

但し、制度改正、社会情勢の変化及び消防本部の状況により、必要に応じて見直しを行うものとする。

### 3 女性職員の活躍推進に向けた数値目標及び目標達成への取組

女性活躍推進法第19条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号）以下「内閣府令」という。）第2条の規定に基づき、女性職員の職業生活における活躍に関する状況を分析する。

#### 内閣府令第2条に定める分析項目

当消防本部には女性職員がいないことから、下記に掲げる7項目のうち2、4、5については省略する。

- 採用した職員による女性職員の割合
- 職員の平均した継続勤務年数の男女の差異（省略）
- 職員の一人当たりの各月ごとの時間外勤務の時間
- 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合（省略）
- 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合（省略）
- 職員の育児休業の平均取得期間
- 男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得日数

#### (1) 採用した職員による女性職員の割合の状況

##### ア 状況（平成30年4月1日現在）

| 採用者  |      | 女性の比率 | 職員数   |      | 女性の比率 |
|------|------|-------|-------|------|-------|
| 男性3人 | 女性0人 | 0.0%  | 男性74人 | 女性0人 | 0.0%  |

##### イ 目標

採用試験の実施については、女性の応募者がいないことから、試験案内、ホームページ、広報紙等

の媒体を積極的に活用し、採用試験に関する情報を発信するとともに、高等学校の進路指導担当者等にも男女の区別なく受験できる旨を伝え、女性が活躍できる職場であることの理解を深めてもらう。  
また、女性職員の割合を、計画期間内に3.5%（3人）とすることを目標とします。

(2) 職員一人当たりの各月ごとの平均時間外勤務時間の状況

ア 状況（平成29年度実績）

| 区分   | 4月  | 5月  | 6月  | 7月  | 8月  | 9月  | 10月 | 11月 | 12月 | 1月  | 2月  | 3月  | 合計    |
|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|
| 延時間  | 298 | 452 | 632 | 444 | 414 | 569 | 322 | 597 | 462 | 469 | 348 | 536 | 5,543 |
| 平均時間 | 4.7 | 7.1 | 9.9 | 6.9 | 6.5 | 8.9 | 5.0 | 9.3 | 7.2 | 7.3 | 5.4 | 8.4 | 7.2   |

イ 目標

時間外勤務については、非番、週休等の署内研修や訓練、住民等からの講習依頼に際し、職場全体で勤務時間内の対応の検討を行い、時間外勤務の縮減に取り組みます。

(3) 育児休業、育児に関する休暇の状況（男性のみ）

ア 育児休業の取得状況（平成29年度実績）

| 取得者数 | 取得率  | 平均取得時間 |
|------|------|--------|
| 0人   | 0.0% | 0時間    |

イ 配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得状況（平成29年度実績）

| 区分         | 対象者数 | 取得者 | 取得率   | 平均取得日数 |
|------------|------|-----|-------|--------|
| 配偶者出産休暇    | 5人   | 4人  | 80.0% | 1.75日  |
| 育児参加のための休暇 | 5人   | 0人  | 0.0%  | 0.0日   |

ウ 目標

育児休業中の職員の定数除外や育児に関する休暇等の制度の認知度が低いため、育児休業、休暇等の制度を周知するとともに、職場全体が制度を利用しやすい環境づくりを進めていきます。

そして、配偶者の出産に伴う特別休暇の取得率を100%に、育児参加のための特別休暇（養育及び看護）の取得率を30%以上にします。

※ 配偶者の出産に伴う特別休暇は、勤務時間等に関する規則第15条第1項第9号を、  
育児参加のための特別休暇（養育及び看護）は、勤務時間等に関する規則第15条第1項第10号及び第14号をいう。

## 4 情報の公表

女性活躍推進法第21条に規定する情報の公表は、別紙1により年1回公表するものとします。

